

介護福祉士実務者養成施設 事務手続整理表

手続事項		【計画書】 9ヶ月前までに	【申請書】 3ヶ月前までに	【届出書】 変更後1ヶ月以内
新規設置		(1)		
変更	学則	修業年限		
		養成課程(昼間、夜間、通信課程を変更する場合)		
		入所定員又は学級数(増加する場合)		
		入所定員又は学級数(減少する場合)		○
		その他		
	校舎の各室の用途及び面積(教室・会場の変更)		○	
	通信養成を行う地域(通信課程のみ)		○	
	添削その他の指導方法(通信課程のみ)		○	
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地			○
	養成施設の名称及び位置			○
専任教員及び教員要件のある科目を担当する教員			○	
実習施設(実習指導者含む)			○	
面接授業の講義室等の使用承諾(通信課程のみ)			○	
課程修了の認定方法(通信課程のみ)			○	
指定取消			○(2)	
業務報告		毎年5月末までに報告		

- 1 既に介護福祉士養成施設等の指定を受けている場合は8ヶ月前までの提出となります。
- 2 規則上の定めはありませんが、申請の整理上3ヶ月前までに申請をお願いします。